高圧ケーブル改修工事　比較見積省略理由及び随意契約理由

工事名称：大阪府立三国丘高等学校高圧ケーブル改修工事

高圧ケーブルについては、令和7年1月26日に実施された自家用電気工作物年次点検において、電気保安管理業者から、電気設備技術基準等に照らし改善を要する箇所が確認され、このまま放置すると感電、火災、停電等の事故につながる恐れがあるため、至急高圧ケーブルを更新するよう指摘を受けた。

さらに、令和8年7月の月次点検においても、電気保安管理業者から、使用中の高圧ケーブルでは年次点検の停復電に耐えることができないため、法令に基づく適正な保安管理の継続に支障を生じることから、早急な更新が必要との指摘を改めて受けた。

このまま使用を継続した場合、電気事故発生のリスクが高い状態であり、学校運営中に事故が発生した際には、復旧まで長期間を要し、生徒の学習環境に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、事故の態様によっては、学校周辺地域一帯の停電を引き起こす可能性もあり、停電に伴い、学校運営への支障のみならず、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。

既に複数回にわたり電気保安管理業者から早急な更新を求められており、工事の実施を遅延させることは電気事故発生の危険を継続させることになる。

さらに、高圧ケーブルについては、全国的な供給不足により納期が長期化しており、工事に必要な資材の確保が困難な状況となっている。

契約締結が遅れると資材の確保がさらに遅延し、更新工事の実施時期にも影響を及ぼすおそれがある。

電気保安管理業者から早急な更新を求められている状況を踏まえると、本件工事を速やかに実施するためには、早期に契約を締結し、資材を確保する必要があることから、本件は急迫を要するものと判断される。

以上の理由により、本件工事については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約とし、大阪府財務規則及びその運用第62条関係第2項第9号の規定（天災地変等急迫を要する場合）により比較見積書の徴収を省略する。

また、本件は緊急性を要し、速やかな契約締結が必要であることから、大阪府財務規則の運用第61条の3関係第2項第3号の規定により電子契約システムは利用しないものとする。